審査基準•標準処理期間

所属名	地域福祉推進課 恩給·援護係
内線番号	4616

No.	項目		内容
1	処分名		補装具の支給および修理
2	法令名		戦傷病者特別援護法
3	法令番号		昭和38年法律第168号
4	根拠条項		第21条第1項
⑤	処分権者		知事
6	審査基準		戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領 第40~第43 (昭和38年12月27日援発第1206号厚生省援護局長通知)
		添付の有無	無
7	経由機関名		市町村
8	協議機関名		
9	標準処理期間		(⑩合計期間) 28日
		経由機関	7日
		協議機関	
		当該処分機関	21日
11)	問合せ		地域福祉推進課恩給·援護係(075-414-4616)
12	備考		